

マイナンバーカード申請関係書類の紛失について

千葉市において、マイナンバーカード申請関係書類が紛失していることが判明しましたので、お知らせします。

このたびは、行政に対する信頼を損ねましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、今後、個人情報のさらなる厳正な管理の徹底に努めてまいります。

1 経緯

令和4年9月8日（木）、千葉県庁にてマイナンバーカード出張窓口を開設し、121名分の申請受付を行いました。

11月30日（水）、申請者のうち1名（以下、「対象者」）からマイナンバーカードが交付されていない旨の申し出があったことをきっかけに、保管する執務室等を全て検索したところ、対象者のマイナンバーカード申請関係書類が見当たらず、紛失していることが判明しました。

なお、現時点では、当該書類の情報漏えいの事実は確認されていません。

2 マイナンバーカード申請関係書類の内容

- (1) 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行／更新申請書
- (2) 個人番号カード・電子証明書暗証番号設定依頼書
- (3) 通知カード

3 紛失について

マイナンバーカード申請関係書類は、出張先の千葉県庁から千葉市役所の本庁舎へ運び、仕分けした後に申請者の住所地の区役所及び市町村役場の順に回送していることから、以下の可能性が高いと考えられます。

- ① 千葉市役所執務室内で書類を処理する際に誤って廃棄
- ② 申請者の住所地の区役所や他市町村へ回送する際に、誤って混入

以上のことから、千葉市役所（区役所含む）執務室の検索および他市町村への聞き取りを実施していますが、現時点では、発見に至っていません。

4 当事者への説明

対象者の方には謝罪や経緯の説明をするとともに、今後のマイナンバーカードの申請方法の説明や個人番号の変更が可能である旨の説明を行いました。

5 再発防止策

書類の回送の際、これまで書類の数で確認していましたが、回送リストと照合し、1件ごとに発送・受領の確認を行うとともに、書類の廃棄の際は、複数職員にて確認後廃棄するよう徹底します。

また、従事する職員の個人情報の取り扱いに関する重要性の認識をより一層深め、確実に安全な事務処理ができるよう、再発防止に取り組んでまいります。